

文化財という言葉をめぐる史的展開に関する一考察－補遺

今 泉 潔

はじめに

旧稿¹⁾では文化財という言葉の歴史認識について、その初源から第二次世界大戦後に成立した文化財保護法まで、先行研究に導かれて考えの一端を述べてみた。特に終着点を文化財保護法の成立においたことで、戦後の国の議会や行政の中枢部における文化財という言葉のあり方にも注目することになった。そうすると、単に日本語の語意の問題だけではなく、GHQとの関りや、Cultural Propertiesという翻訳の概念に止まらない、当時の時代相までが射程に入ることがわかった。文化財保護法はこうした複層的な背景が何重にも交錯する言葉を法律名の一部にしたわけである。文化財という言葉がこれを機に一般に知れ渡っていくことを考えれば、これは文化財という言葉のいわば本流となる。しかし戦後の早い時期に、これとは別のところにも文化財という言葉が存在した。それが文化財保護法の成立する流れとどのように関係するのか、それを見極めるのを本稿の目的とする。そしてそこから遡って、その周辺で醸成されていた、文化財という言葉に関わる言語事情についても、可能な限り触れていきたいと考えている。

こうした流れを、近代日本における文化財の捉え方の変遷という観点から、文献目録としてまとめられたものがすでにある²⁾。後に改訂して、その充実度は増したものになっている³⁾。目録作成の意図に沿った今日的課題に論及するうえで、リストアップされた文献類は必須のものであろう。しかしこれから取り上げる文献は、図らずもこれらのリストから漏れたものが多い。その意味でも本流からはずれるわけだが、本稿はそうした文献を表舞台にあげて、スポットライトをあてる試みでもある。

1) 拙稿 2022「文化財という言葉をめぐる史的展開に関する試論」『研究連絡誌』第87号（公財）千葉県教育振興財団 pp.30-45

2) 岸本覚ほか編 1998「近代日本文化財問題研究文献目録」『歴史評論』573号 歴史科学協議会 校倉書房 pp.55-73,27

3) 鈴木良ほか編 2002「近代日本文化財関係文献目録」『文化財と近代日本』山川出版 pp.1-31

I 「日本共産党の文化政策」にみる文化財という言葉

戦前の強圧的な公権力による抑圧から解放された日本共産党(引用でない限り、以下では「共産党」と略す。)は、昭和20(1945)年12月1日～3日という戦後の早い時期に開催された第4回党大会で正式に再出発する。この大会で行動綱領や規約を決定し、新中央委員会も選出され、党再建への第一歩を大きく踏み出した。同時に次の大会にむけて、戦前の文化活動の歩みを踏まえ、大衆に根差した民主的な活動を目指して、党の文化政策を策定する準備も始めている¹⁾。それが日の目を見るのは、昭和21(1946)年2月24日から3日間開かれた第5回党大会であった。そこでは当面の民主的変革の基本方針を示した「大会宣言」を採択し、あわせて「日本共産党の文化政策」²⁾(以下、かぎ括弧を付けて「文化政策」と略す。)が提案され、決定をみている。戦後の混乱し荒廃したなか、特に他の政党が先の戦争で戦争協力という汚点によって活動が委縮した時期に、これによって党の文化運動の基軸を打ちたてた。民主主義文化運動として、その後の方向性を決定づけた画期的なものであった。

「文化政策」は、冒頭で日本文化を再建し、党として民主的変革運動の先駆けとなるべく決意を表明し、第1節³⁾以下で具体的な文化に関する施策を示している。かいつまんでその内容がわかるように項とその見出しを列記すると、第1節「新文化の建設」、第2節「反動文化との闘争」、第3節「民衆の文化的向上」、第4節「文化に対する障害の排除」となり、最終節の第5節を「内外文化の継承と摂取」と題して、そこに文化財という言葉が使われている⁴⁾。6項からなるうちの第2項に「これらの文化財は民族全体の協同的な創造の結果であり、したがってそれは全体としての人民に帰属すべきである。しかるにわが国においてはこれらの文化財の多くが、天皇、貴族、財閥など少数特権者の手に集中退蔵されて人民の眼からさえぎられ、しばしば個人的な処理にゆだねられている。」(傍点筆者)とあるのがそれだが、文化財という言葉が使われるのはこの第2項だけである。これは第1項の「新し

い文化の建設は過去の文化的遺産の正しい継承によってはじめて可能である。それゆえに人類が従来の社会のもとに蓄積してきた文化的遺産は適当に評価され、その歴史的役割の科学的批判をおこなうとともに、その積極的要素は新しい文化の建設のために役だたされなければならない。」(傍点筆者)を受けて、その説明に文化財という言葉を使ったものである。

文化的遺産という言葉が節をまたいで3箇所が使われているのに対して、文化財という言葉はやや遠慮がちである。やはりまだ馴染みが薄く、文化的遺産のほうが字面からも意味が通りやすいという判断なのであろうか。なお「過去の文化的遺産」という表現は、遺産は当然過去の産物なので「過去の」という修飾は重複表現になるが、近未来的な視点から過去を強調する意味で採用したと理解しておきたい。

戦後、共産党は新生日本へ向けて広範な民主的要求に応えて、戦前に弾圧され迫害を受けた文化運動の活性化を重要課題の一つに掲げ、その指針が「文化政策」であったわけである。しかし第5節の趣旨が党の活動方針に直接盛り込まれることはなかった。この大会の内容を報告した宮本顕治は、「文化政策」第1節から第4節までは補足を加えて報告しているが、第5節について、特に触れてはいない⁵⁾。急務だった党勢拡大の前に、第5節自体の存在意義は薄れてしまったようである。

ところでこの第5節は、文化財、文化的遺産という言葉を使って、文化財全般に言及している。戦前の文化財関連法案にはない、新機軸を打ち出している点で非常に斬新な一面をもっていると思う。以下で、その後成立した文化財保護法の内容に照らして、その進取性を指摘しておきたい。

まず先に引用した第2項の「文化財は民族全体の協同的な創造の結果であり、したがってそれは全体としての人民に帰属すべき」は、第1節第3項の「これまでの支配階級の有していたような少数特権者の利益のための文化であってはならず」という反省の上に立って、その原点を示したものになる。これは文化財が国民に帰属することを踏まえて、文化財保護法で「国民、所有者等の心構」を謳った第4条第2項で「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」という、文化財を公共の利益に供すべきという精神に重なる。

また第4項では「現在なお生命を有している古典的学術、工芸、競技、娯楽などはその歴史的社会的性格をあきらかにし、その内容の反動性とたたかいつつも、その技術を尊重し、それが資本的利害の犠牲となることなく正しく保存されもしくは発展させられるようにしなければならない。」と、伝統芸能などを含む分野を対象とする保存と発展の必要性を、節を独立させて説いている。第3節第4項にも、同内容の指摘がある。有形に対する無形に相当する区別こそないものの、戦前の文化財関連法にはなかった無形文化財まで視野に入れた内容になっている。その公開施設についても、第5項で言及し、「文化的遺産の保護公開のために博物館、美術館、図書館、古典劇場など」という具体的な施設名をあげて、伝統芸能ということであれば、この場合、古典劇場が相当するのであろう。

遡って第3項の「重要な文化的意義を有するいっさいの美術品、文献、歴史記念物等の独占退蔵の禁止、その海外への流出の防止、その国家による保護公開の実現を期さなければならない。」(傍点筆者)にみえる歴史記念物についても触れておきたい。ここでの歴史記念物の独占退蔵行為の禁止は当然のこととして、海外への流出防止まで含めるとなると、その属性は動産ということになる。和田勝彦は狭義の意味で歴史的記念物を論題に掲げて文化財保護法について論じたときに、広義の意味ならば「一般に、歴史的記念物というときは、建造物および美術品等も含む」⁶⁾(傍点筆者)と、動産も含める理解を示している。しかし記念物だけの括りとなると、今日的な遺産認識の原理では「『記念物』は、主として遺跡に代表される対象として、建造物とともに一般に不動産の遺産として説明されることが多い。』⁷⁾」ということになるらしい。そうだとすれば戦前に制定された紀(記)念物を法律名に冠した史蹟名勝天然記念物保存法で原理化された実態と共通することになる。

このように記念物の実態を不動産に求めれば、それは施行当初の文化財保護法第2条第1項第3号で規定した史蹟名勝天然記念物に該当するであろう。「文化政策」では歴史的と形容しているので、指定基準に照らせば史蹟と、名勝の一部が対象になると考えられる。したがって上記引用文のうち、少なくとも「海外への流出の防止」の対象としたのは動産の美術品と文献で、代表的な文化財に記念物も含めて列記したために、厳密性を欠いた記述になってしまったのではないだろうか。

以上の理解によれば、「文化政策」では文化財保護法施行当初の第2条第1項で定義した、文化財の3類型、つまり有形・無形の文化財と天然記念物を除く史跡・名勝を文化財・文化的遺産という言葉で一括りにしていたということになる。

なお第5節以外では、第4節「文化に対する障害の排除」第9項に「文部省の徹底的改革と、独立の文化行政機関の民主主義人民政府のもとにおける設置とを提唱する。」という下りがある。独立の文化行政機関の職掌範囲をどのように想定していたのか不明だが、「新しい文化の建設は過去の文化的遺産の正しい継承によってはじめて可能」（第5節第1項）になるとするならば、その実現のための機関は、まさしく文部省外局としての文化財保護委員会の設置に直結する内容になる。

後年、蔵原惟人が昭和47（1972）年8月の講演の中で、最近「文化政策」を読んだ人が、当時あって文化財の問題をとりあげ、文化財の海外流出まで言及していることに驚き、その先見性に感心していたという逸話を紹介している⁸⁾。しかしそれは後段の裏話の導入として語っているだけで、「文化政策」の真価がそれだけにとどまらないのは言うまでもない。

1) 無署名 1979「戦後の文化政策をめぐる党指導上の問題について－文化分野での『50年問題』－」『蔵原惟人評論集』第8巻 新日本出版社 pp.407-408。なお無署名とは共産党の著作物にはしばしば使われる表現で、「ある問題に関する党の見解を、直接、党中央の責任で発表したもの」となる（橋秀明 2009「無署名論文と評論員論文」『日本共産党用語辞典』立花書房 p.161）。

2) 蔵原惟人 1969「付録1 日本共産党の文化政策－1946年2月、日本共産党第5回大会決定－」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論Ⅰ 新日本出版社 pp.511-524。以下にここからの引用が続くが、引用箇所の明示は煩雑になるので省略する。なお同書巻末の桜井純一による解説によれば、『アカハタ』1946年3月26日号外、「前衛」1946年7月15日第1巻第9号に掲載。新生刊、中野重治『日本文学の諸問題』付録。『アカハタ』を底本としたが、右3種ともそれぞれ若干の相違と脱落があり、本巻収録にさいし、右3種を比較参照しておぎなった。」とある。なお上記以外に底本は不明だが、歴史的仮名遣い、カタカナ表記による本文が、近代日本教育制度史料編纂会編 1964「〔70〕日本共産党の文化政策（21.3）」『近代日本教育制度史料』第19巻 大日本雄弁会 講談社 pp.356-366にも掲載されている。

3) 「文化政策」本文では内容の区切りを数字と標題で表示しているが、ここでは説明の便宜上、これらを階層化して、節・項を用いて説明する。

4) なお「日本における文化革命の基本的任務」では第3章の表題を「文化的遺産の継承と発展」として、文化活動とならんでその重要性を訴えている（蔵原惟人 1969「日本における文化革命の基本的任務」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化

論Ⅰ 新日本出版社 pp.215-235）。

5) 宮本顕治 2012「文化政策について－日本共産党第5回大会報告－」『宮本顕治著作集 1945～49年』第3巻 新日本出版社 pp.59-70（もと『前衛』第4号4月1日・15日合併号 1946に掲載）。

6) 和田勝彦 1972「歴史記念物の保護について」『日本歴史』285号 日本歴史学会 吉川弘文館 p.106

7) 平澤毅 2023「記念物の様態と範囲」『文化財論叢Ⅴ』（独法）奈良文化財研究所 p.923

8) 蔵原惟人 1979「民族の伝統と民族の文化」『蔵原惟人評論集』第8巻 文化論Ⅲ 新日本出版社 p.329。巻末の小林茂夫による「凡例と解題」によれば、「1972年8月、日本共産党中央人民大学夏期講座高山山教室での特別講演。1973年1月号『文化評論』に掲載。」とある。なお同書は全集のため、初出時の書誌情報については、上記のように各巻巻末の「凡例と解題」を適宜引用する。以下、同じ。

Ⅱ 文化（的）遺産と文化財という言葉

「文化政策」で度々使われていた文化的遺産という言葉は、現代ではユネスコの条約で唯一の成功例ともいわれる「世界遺産」¹⁾で、自然遺産とともに構成要素の一つとなっている文化遺産が思い浮かぶであろう。この条約の第1条で文化遺産を歴史上、学術上、芸術上、顕著な普遍的な価値のある、不動産を対象とした記念工作物、建造物、遺跡の3類型を定義している²⁾。それに対して「文化政策」の文化的遺産という言葉は、それらの一部とするかなり広い意味で使っていたことになり、「的」という1字の有無の違いだけだが、その意味するところはかなり異なる。これをわが国の文化財保護法に照らしても、かなり限られた分野になるのは言うまでもない。その後、無形の遺産に対する保護の重要性も叫ばれるようになると、日本が策定段階から積極的に関わった「無形文化遺産保護条約」³⁾が新たに加わることになる。両条約は成立経緯や理念が異なるために一概に同列に扱えない面はあるものの、とりあえずこれで有形・無形の遺産に関する国際条約としての保護の枠組みが、形の上で整ったことになる。

ところで遺産という言葉は『大漢和辞典』⁴⁾では、『後漢書』郭丹傳の用例をあげて、「死者ののこしおいた財産。遺財。」とし、故人に帰する語釈をあげる。以下、戦前の辞書類をいくつか見てみると、大部の国語辞典である『大辞典』⁵⁾では、遺産を「死者が生前に有した一切の財産」とあり、以下、関連の合成語がいくつか続く。『廣辭林』⁶⁾では法律用語として載録しただけあって、「死亡者の一身に専属せる財産にして、未だ相續者に歸せざるもの。」と、相續に関連する語釈を掲げる。『大言海』⁷⁾では「人ノ死後ニノコリタル財産。又ノコシタル財産。遺財。」をあげ、『辭苑』⁸⁾

でも「死後に遺した財産。死者の遺した財産で、まだ相續者のものにならない財産。」とするだけで、いずれも文化遺産まで取り上げることはなかった。

戦後になると『広辞苑』第2版⁹⁾では遺産の第一義に「死後に遺した財産。」をあげ、続けて初版にはなかった「比喩的に、前代の人が遺した業績。」という語釈をあげ、その熟語として「文化遺産」をあげる。そして文化と立項したなかにはじめて「文化遺産」を取り上げ、「将来の文化的発展のために継承されるべき過去の文化。」(傍点筆者)と解説し、最新の第7版までこれを踏襲している。『日本国語大辞典』¹⁰⁾では、文化遺産を「前の時代の文化財で、現在に伝わるもの。次の時代の文化の発展のために継承される文化」とし、コンパクト版の『国語大辞典』・『大辞林 第2版』¹¹⁾では、その後段部分を「また、将来の向上・発展のために伝えなければならない過去から伝承されている文化。」に改め、前書よりも積極性を前面に出したものになっている。このように管見に触れた辞書類等から掲載例の変遷をたどると、戦前に文化遺産という言葉が戦前に辞書や辞典類で散見できたのとは明らかに対照的である。

視点を変えて、国の議会審議での文化(的)遺産という言葉の用例をみておきたい。公開されている議事録¹²⁾では、少なくとも帝国議会では用例を確認できなかった。その後の国会で文化財保護法の成立が政治日程にのぼるようになると、いくつかの用例を確認できた。以下、主な事例からその遷移を確認しておくことにする。

審議中に最も頻出したのが、法律の名称にまつわる議論が噴出した、第5回国会参議院文部委員会文化小委員会¹³⁾における中間報告になる。この段階はまだ文化財保存法と仮称していた第2次案をもって、関係筋にも付度しながら、制度設計の基本方針を確認している。その中で、法文第1条の総則に当たる文言について、専門員の竹内敏夫が語義の限定性に疑念を抱いて、『「文化的遺産」』というような言葉を使いますと、日本国民が作った文化的所産ということに限定されはしないか、そうしますと、今度第二條の『國民に伝えられている』というふうなことと、どういう関係になるかということ、これは実は第一條、第二條は、もつと述べるところの必要がございますが、まだ自信がないのでございます。」(傍点筆者)と発言している。それ以降の審議中でも、文化的遺産という言葉自体が

話題にのぼることがあった。

その約1箇月後に参議院本会議で第7次法案がいったんは可決されることになるが、その直前にあたる両院の文部委員会における法案説明のなかにも用例がある¹⁴⁾。まず5月21日の参議院では鈴木憲一が、第7次案まで検討を進めた案文をもって、「國民の間に存する文化的遺産を保存し、且つ、必要に應じ公開することによつて、文化國家の建設に寄與し、あわせて世界文化の進行に貢献すること」¹⁵⁾(傍点筆者)と、前出の竹内の疑念をそのままに、法律の目的を説明するなかで使っている。翌日の衆議院では、田中耕太郎参議院文部委員長が法案の特色の第一にあげたのが、「國民の持つております文化的遺産を保存するとともに、それを公開することによりまして、文化的遺産と民衆との接触をはかることを努めたこと」¹⁶⁾(傍点筆者)というものであった。成文化したものと法の特色を説明した文という違いはあるものの、保存と公開に法の目的をおいたところで文化的遺産という言葉を使っていた。

これが法として成文化すると、第1条(この法律の目的)「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて國民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」となつて、國民に結び付けていた文化的遺産という言葉は文化財に上書きされてしまっている。第2条(文化財の定義)では、第1項第1・2号で、竹内が疑念を抱いた理解にしたがって文化的遺産に代えて、有形・無形の「文化的所産」という言葉に置き換えられている。また第7次案にあった、ともすればドイツに由来すると槍玉にあげられることもあった、文化国家という言葉が姿を消しているのも象徴的である¹⁷⁾。

これとは逆に、文化財という言葉は一切使わずに文化遺産という言葉だけで、文化財行政を史的に総括し、今日的課題を指摘したのが鬼頭清明の論考になる¹⁸⁾。作為的な言い回しを選択した意図は定かではないが、見方を変えれば、このような単純な言い換えが可能なほど、文化財と文化遺産という言葉はお互いにそれだけ高い等質性を備えていたといえよう。

1) 正式名称を「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)とする。1972年のユネスコ総会で採択された。

2) 最近では、文化財という言葉で現行の文化財保護法第2条の6類型にあて、それに対して文化遺産という言葉で「文化財を含め広く歴史的価値をもつ文化的所産」に使分け

- 場合がある(奈良文化財研究所編 2022「奈文研MVS2022」『奈良文化財研究所七十年の軌跡』(独法)奈良文化財研究所 pp.126-131)。
- 3) 正式名称を「無形文化財の保護に関する条約」(Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)とする。2003年のユネスコ総会で採択され、日本は2004年6月に条約を締結している。
 - 4) 諸橋徹次 1968『大漢和辞典 縮寫版』巻11 大修館書店 p.184
 - 5) 下中弘編 1974『大辞典』上巻 平凡社 p.225(初版第1刷 1935年8月10日発行)
 - 6) 金澤庄三郎編 1934『廣辭林 新訂版』160版 三省堂 p.74
 - 7) 大槻文彦 1935『大言海』第4巻 富山房 p.907
 - 8) 新村出編 1935『辭苑』博文館 p.87
 - 9) 新村出編 1955『広辞苑』第2版 岩波書店 p.1976
 - 10) 日本大辞典刊行会編 1975『日本国語大辞典』第17巻 小学館 p.554
 - 11) 尚学図書編 1981『国語大辞典』小学館 p.2137、尚学図書編 1986『国語大辞典 言泉』小学館 p.2059
 - 12) 検索にあたっては、帝国議会は帝国議会会議録検索システム：<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/>、国会は国会会議録検索システム：<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>を利用した。
 - 13) 第5回国会参議院文部委員会文化小委員会 第1号 昭和24年4月19日
 - 14) 以下で取り上げる以外にも、関連する用語は、第6回国会衆議院文部委員会第11号 昭和24年11月26日や第7回国会衆議院文部委員会第27号 昭和25年5月1日にもみえる。
 - 15) 第5回国会参議院文部委員会第17号 昭和24年5月21日。なお文中の「世界文化の進行」部分は文化財保護法の該当箇所と照合すると、進行は進歩の誤記であろう。
 - 16) 第5回国会衆議院文部委員会第25号 昭和24年5月22日
 - 17) ただし法令公文書等からみると、その徹底ぶりについては疑問視されている(中村美帆 2021「附帯決議『文化国家』概念にみる敗戦直後の『文化』『文化に生きる権利-文化政策研究からみた憲法第二十五条の可能性』春風社 p.188)。
 - 18) 鬼頭清明 1971「文化財保護行政史ノート」『歴史評論』249号 歴史科学協議会 校倉書房 pp.34-42(後に1977『日本古代都市論序説』法政大学出版局 pp.271-283に収載)。

Ⅲ 「文化政策」と蔵原惟人

この「文化政策」の草案を中心になってまとめたのは、戦前から共産党員として文化活動に精力的に取り組んだ蔵原惟人であった。初出稿の日付が「1945.11.18」という、「文化政策」より遡る「民主主義文化革命の諸問題」¹⁾には「自国の過去の文化的遺産を継承し、それを正しく発展せしめることによって可能である。」という一文がある。これは「文化政策」第5項第1節に呼応するものである。これ以外にも蔵原の著作には「文化政策」の内容と共通するものが多くある。そうした蔵原の文化への関心と執着が、党の施策の一つとして結実したのが「文化政策」だったのである。

蔵原は東京外国語専門学校(現東京外国語大学)露語科を卒業後、ソ連に留学し、帰国後マルクス主義文

学運動の旗手として文芸評論や翻訳などを発表し、その地位を確立していく。昭和4(1929)年に共産党に入党すると、昭和7(1932)年には治安維持法違反で検挙され、昭和15(1940)年に刑期満了で非転向のまま出所する。戦後は党中央委員の一人として文化運動を強力に推進していった。戦前、蔵原の文化に関する象徴的な事例が、党の草の根運動ともいべきサークル活動になる。職場、地域、学校などの仲間が自発的にする文化活動を担う小集団としてサークルと称して、戦後も党の下部組織として国民的歴史学運動の一翼も担っていく。そのサークルという言葉は、もともとマルクス主義の共同勉強会を指す用語だったのを²⁾、ソビエトの用例にならって蔵原が最初に使ったといわれる³⁾。

この「文化政策」は戦後半年も経過しないうちに発表されたものなので、そこで使われた文化財という言葉は、草案を担当した蔵原自身が戦前に会得していたと考えるのが自然であろう。戦前の知識階級が、文化の派生語として文化財という言葉で辞書・辞典などから獲得できる環境にあったことは、旧稿で述べたとおりである。しかし残念ながら戦前の蔵原の著作中に、文化財という文字を見出すことはできなかった。そこで「文化政策」で使われていた文化(的)遺産という言葉について、蔵原の著作からおもな用例をいくつか取り上げて、文化財という言葉との関連性をみておきたい。

蔵原自身は「文化政策」にあった「過去の文化的遺産」という言い回しを使った早い例は、昭和6(1931)年の「プロレタリアートと文化の問題」⁴⁾になる。これは戦前、蔵原がプロレタリア文化運動の時期に書いた論文の中で重要な3つの論文のうちの一つと評価されているものである⁵⁾。その中で「マルクス・レーニン主義の武器をもってわれわれは過去の文化的遺産を批判的に摂取し、その同じ武器をもってわれわれはプロレタリア文化を建設しうるし、またしなければならない」⁶⁾(傍点筆者)と語っており、これは「文化政策」第5節第1項の「新しい文化の建設は過去の文化的遺産の正しい継承によつてはじめて可能である。」⁷⁾(傍点筆者)という内容に通じる。またこの直後の「1932.9.6」という年月日のある、獄中から宛てた書簡には「各民族の文化的遺産」⁸⁾(傍点筆者)の用例がある。戦前、蔵原はこのようにもっぱら文化的遺産を使用するが、戦後になると「的」をはずす例も多くなり、その使い分けは、著作ごとで統一していたよう

だが、「当面せる党の文化スローガン」⁹⁾では両者の表記が混在し、その使い分けは意味の違いを限定するほどのものではなかったようである。

当時におけるこの文化的遺産という言葉の使用頻度を、旧稿でも使用した神戸大学附属図書館の「デジタル版新聞記事文庫」データベース¹²⁾にあたってみた。その結果、蔵原の使用例より古いものはなく、最も古い例で昭和8(1933)年1月の黒田覚の『大阪時事新報』の記事¹³⁾に使用例があった。この文化(的)遺産という言葉が蔵原の造語なのか、さらに広く資料にあたなければならない判断できないのは言うまでもないが、蔵原の造語ではないにしても、使われだして間もない頃の使用例になるのは間違いのないであろう。なお蔵原にはこれより前に、ロシア語の翻訳本¹⁴⁾の中で「歴史的遺産」という言葉を使った例があるので、もし蔵原の造語であればロシア語にその淵源があるのかもしれない。

いっぽう文化財の用例は、「文化政策」の数箇月後に発表された「文化革命と知識層の任務」¹⁰⁾にみえる。「これらの知識人ないし文化人がヨーロッパの近代的な哲学、科学、文学、芸術を日本に移植し、それを文化財として蓄積していったその功績をわれわれは重要十分に高く評価しなければならない。」(傍点筆者)というもので、前後で「過去の高い文化的遺産」という表現も使って、それらと対比した使い分けになっている。なお蔵原には、昭和23(1948)年10月2日の「ナウカ講座」での講義で、1918年の第2回全ロシア会議でのレーニンの演説を援用したなかに文化財という訳語がある¹¹⁾。これをリアルタイムで翻訳していたのなら、どのような訳をあたえていたのか興味もたれるところである。

- 1) 蔵原惟人 1969「民主主義文化革命の諸問題」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論Ⅰ 新日本出版社 p.92。なお同書巻末の桜井純一による「凡例と解題」では初出を「『新生』1946年1月」とし、末文に「初出稿末尾に(1945.11.18)とある。」とする。
- 2) 小熊英二 2002「国民的歴史学運動」『〈民主〉と〈愛国〉—戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社 p.341
- 3) 今防人 2007「サークル運動」『世界大百科事典(改訂新版)』平凡社 p.228
- 4) 蔵原惟人 1969「プロレタリアートと文化の問題」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論Ⅰ 新日本出版社 pp.3-75。同書巻末の桜井純一による「凡例と解題」には「『プロレタリア文化』1931年12月、翌1月に分載。」とある。
- 5) 水野明善1969「解説」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論Ⅰ 新日本出版社 p.596
- 6) 蔵原惟人 1969「プロレタリアートと文化の問題」『蔵原

惟人評論集』第6巻 文化論Ⅰ 新日本出版社 p.69

- 7) 蔵原惟人 1969「付録Ⅰ 日本共産党の文化政策—1946年2月、日本共産党第5回大会決定—」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論Ⅰ 新日本出版社 p.522
- 8) 蔵原惟人 1933「ソーニヤ・コヴァレフスカヤ自傳を讀んで 村山籌子宛No.9」『蔵原惟人書簡集』日本プロレタリア作家同盟出版部 p.52
- 9) 蔵原惟人 1969「当面せる党の文化スローガン」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論Ⅰ 新日本出版社 pp.185・187
- 10) 神戸大学経済経営研究所が所蔵する明治末～戦前期の新聞切抜資料をOCR化した全文と画像を公開している (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/gaiyou.html>)。研究所の性格上、経営・経済分野を主体とするものの、収集範囲は社会・政治外交・法制・教育まで広範囲である。
- 11) 神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・黒田覚 1933-01-01/1933-01-07「政黨かファツシヨか(一?八)」『大阪時事新報』24.政治・行政02.議政政党および選挙。
- 12) エヌ・ブハーリン著、蔵原惟人譯 1927『理論家としてのレーニン』白揚社 pp.72-73
- 13) 蔵原惟人 1969「文化革命と知識層の任務」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論Ⅰ 新日本出版社 p.169。なお同書巻末の桜井純一による「凡例と解題」には「『世界』1947年6月とあり、初出稿末尾に(1947.3.27)とある。」とする。
- 14) 蔵原惟人 1969「文化運動」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論Ⅰ 新日本出版社 pp.278-279

Ⅳ 蔵原惟人の文化観の由来

戦後、蔵原が文化という言葉について語った一編がある。昭和23(1948)年10月2日に開かれた「ナウカ講座」での講義をまとめたもので¹⁾、「文化運動」と題して文化とは何かという問いに答えて、文明と対比して文化という言葉で「ドイツ語のクルツールとか、英語のカルチュアの訳語としておもに使われてきた」とする。続けて「明治時代、あるいは大正時代に、ブルジョア学者が文化という言葉を使いだしたのは意味があるのでありまして、その前に使われていた文明という言葉が、主として物質的文化の発展という意味に使われていたのにたいして、この文化という言葉は、精神的な文化といったようなものに使われる習慣になっていたのであります。」と述べている。カルチュアまで持ち出しているが、文明と対比したときの真意は、ドイツ語のクルツールであるのは言うまでもないが、日本語の文明から文化への言葉に関する史の変遷を思想的背景も踏まえて簡潔に述べている。

文化という言葉の概念の変遷について、現代でこそ西川長夫・柳父章・今井道兒などによる大部な労作がある²⁾。しかし「文化の日」の制定にあれほど深く関わった山本有三でさえ、昭和22年の段階では、「文化というのは、どういうことかと尋ねられると、案外はつきりした答えのできるものはすくない。文化というのは、英語でいえばCultureの訳語で、その本来の意味は、

『たがやす』『耕作』であるということを忘れてる人が多いようである。』³⁾ というのにとどまるほどだから、戦後の混乱期にその変遷までまとめたものがあったとは到底思えない。そうであれば蔵原が戦前にすでにそうした概念の変遷を把握していたことになる。大正デモクラシーや教養主義の隆盛のときに、個々の主義主張のなかで文化という言葉を使っている、訳語として固定化が進行している段階で、その変遷をまとめたものがどれだけあったであろうか。蔵原の収監中の書簡集から、蔵原が幅広い分野の書籍を耽読していたことがわかるので、蔵原自ら会得していたことを前提に、ここでは参考の一例として浅野利三郎⁴⁾の『文化の話』⁵⁾を取り上げておく。1920年代始めより文化史関連の書籍の出版点数が増加するが⁶⁾、これはそのごく初期に出版されたものになる。なおこれはたまたま筆者の目にとまった一書で、蔵原がこれに目を通していたという保証はない。ただこの一書であれば、間接的にも蔵原との接点を見出すことも可能であると考えたからにはほかならない。したがって未知の類書の存在までも否定するものではない。

同書は、上篇と下篇からなり、上篇を「文化の諸問題」として文化という言葉が表象する世界観を取り上げ、下篇を「世界文化の概観」として古今東西の文化史にあてている。啓蒙書という性格をもつシリーズものの1冊で、全篇を対話形式で構成しているのが特徴である。以下、同書の第1章の中から文化という言葉の関連箇所を抜粋してみると次のようになる（「」内が引用部分になる。）。

「文化といふ言葉は日本に昔から在った言葉ではなく、此れは先づ獨逸語のクルツール（Kultur）の譯語だと言つて好い。」と訳語の本質を指摘し、「英國や佛蘭西では獨逸語のクルツール、即ち文化といふ言葉と大體同じ程の意味を持つものとして、シヴイリゼーションといふ言葉を用ゐる事になつた」とその経過を説明する。そして「文明といふものは人間生活の發展過程に於ける表面的末梢的形式的方面を意味するものだとか、或は政治制度や社會組織等の方面を意味するものとかいふ風に見るのだ。そして文化は専ら理性的、情操的、精神的方面の發達を意味するものだと考へるのだ。」とし、文明と文化の対比する背景には「政治的に後れていた獨逸」が「永く英佛等の侮辱に甘んずる事が出来なくなつて」、「獨逸民族勃興の歴史的な性格、即ち彼等が英佛流の文明とは趣きを異にした特有の民族的精神を以つて文化となし、その強調と發達と

に努めたといふ事情にもよる」とする。ドイツとイギリス・フランスを対比させて、哲学的な内容にまで踏み込んでいる。

続けてミュツラーリア⁷⁾による2層構造の文化の分類項目について、鼓常良の翻訳本⁸⁾から解説している。文化現象の第一義を生活の維持に求め、それを経済と包括し、それに繁殖及び社会組織を加え、これらを社会的組織が存立するのに不可避なものとして、これらを「下部建設」とする。そしてその上の「上部建設」には精神的現象として「言語、科學、宗教的哲學信仰、道德、法律、藝術」の6類型を列記する。これらの類型は、『文化の話』と同年に刊行された『岩波哲學辭典』⁹⁾で、宮本和吉は文化財という言葉を定義するにあたって、「學問、藝術、道德、宗教、法律、經濟」という6分野をあげている。項目数こそ上部建設と同じだが、内容がやや異なる。ただミュツラーリアの階層構造を解消して「經濟」を並列にし、「言語、科學」を総称して「學問」とすれば、ミュツラーリアの提示した項目は、合成語として誕生した日本語の文化財という言葉の具体的分野に近い内容になる。そして広義の意味の文化を「人間が自己實現といふか、理想追求といふか、その活動の發達過程に於ける凡ての作業や産物を總稱する」と総括している。

蔵原にはミュツラーリアの2層構造の類型を参考にしていてもおかしくない一文が、「プロレタリアートと文化の問題」¹⁰⁾にある。それは「広義における文化と同時に、狭義における文化という言葉を使用する。この場合、それは人間社会の風俗習慣、教育、およびイデオロギー（法律、道德、哲学、科学、芸術、宗教、言語）の総体を意味する。これらのものは生産手段や消費手段の生産が『物質文化』といわれているにたいして、通常『精神文化』とよばれている。われわれが経済および政治と區別して文化という字を用い、文化闘争、文化革命などというとき、われわれは主としてこの意味にこの言葉を使用しているのである。」というものである。

これらをまとめた浅野利三郎という人物について、事績の割にその知名度が極めて低いこともあって、単に名前を挙げただけでは唐突な印象を与えるだけであろう。次に浅野の業績を振り返って、そこから蔵原との接点を探る一助としたい。

1) 蔵原惟人 1969「文化運動」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論I 新日本出版社 pp.264-316

2) 西川長夫 2001『増補 国境の越え方 国民国家論序

説』平凡社ライブラリー380 平凡社（もと1992『国境の越え方』筑摩書房）、柳父章 1995『一語の辞典 文化』三省堂、今井道兒 1996『「文化」の光景概念とその思想の小史-』同学社

- 3) 山本有三 1977『「文化」の役わり』『山本有三全集』第11巻 新潮社 p.202。巻末の編集後記に「『東京新聞』昭和22年4月11日、12日（2回）に連載」とある。
- 4) 書誌情報では浅野と表記するが、参考にした著作の著者名がすべて旧字体なので、それにしたがった。
- 5) 浅野利三郎 1922『文化の話 吾等何を學ぶべき乎 第1期第2編』世界思潮研究會 日本評論社出版部
- 6) 中林広一 2022『『文化』も流動的であること』について-文化史をめぐる断片とその綴集』『神奈川大学アジア・レビュー』Vol. 9 神奈川大学アジア研究センター p.101
- 7) ミュッラーリアは「ミュラー・リヤー錯視」でよく知られている、ドイツの精神科医、心理学者、社会学者である（1857-1916）。原語ではFranz Carl Müller-Lyerと綴り、片仮名表記は浅野にしたがう。
- 8) フランツ・カール・ミュッラーリヤ著、鼓常良訳1921『文化の諸相と其進路』大村書店 pp.49-55
- 9) 宮本和吉ほか編 1922『岩波哲學辭典』岩波書店 p.818
- 10) 蔵原惟人 1969「プロレタリアートと文化の問題」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論I 新日本出版社 pp.6-7

V 浅野利三郎の略歴と蔵原惟人

国立情報学研究所が提供するWebcat Plus¹⁾では、77冊にのぼる浅野の著作を掲示するものの、プロフィール、生・没年は空欄である。また教鞭をとった拓殖大学でも、大学の歴史をまとめるなかで浅野に関するエピソードはなく、実績を事務的に処理しているだけである²⁾。浅野は近現代史を専門にしたにもかかわらず、自らはその最も近い歴史の流れの中に吞まれてしまったといっても過言ではない。しかし幸いにも伊藤信哉が近代の大学における外交史の講座担当教官という視点から、拓殖大学が所蔵する履歴書や関連資料から、浅野の履歴を簡潔にまとめている³⁾。再掲すると「浅野利三郎『履歴書』（拓殖大学創立百年史編纂室所蔵）。それによれば浅野は1883年生れ。1907年に東京帝国大学文科大学史学科を卒業し、佐賀や東京、長野などで中学校教諭として勤務した。その後、東京朝日新聞社で2年ほど働いたあと、外務省情報部の嘱託に転じ、そこで日本大学の講師を引受けている。なお浅野は1935年の時点で、東京高等学校教授であった。」というもので、拓殖大学の在職期間は別に取り上げているために欠けているが、およその経歴が判明する。もう少しその実像に迫るために、浅野が自著で経歴に触れたものがあるのでそれらを手掛かりに補足しておきたい。

浅野は東京文科大学でロシア史を専攻し⁴⁾、卒業論文は『亞細亞民族のスラブ民族性に及ぼせる影響』⁵⁾であった。卒業後、教員となってから執筆活動をはじめたようで、『東亜の光』⁶⁾で主にフランス文学をテーマにしたものを確認できる。その後、新聞記者時代では、「予は曾て世界大戦に際し、東京朝日新聞にあり、筆硯を呵して外交問題に對する論陣を張り」⁷⁾とあり、論客としての一面も垣間見える。その後、国の情報宣伝機関として新設された外務省情報部⁸⁾を経て、外交問題・外交史の専門家として教育現場でキャリアを積むことになる。

大学の専攻の延長にある、ソビエト連邦やロシア民族に関する論説は、大正4（1915）年に『東亜の光』に「民族関係より見たる日露親善論」⁹⁾から始まるようだが、当初は歴史地理学的なテーマが多い。いっぽうで、まったく畑違いの、地球、宇宙、相対性原理などをテーマとした啓蒙書も多く執筆し、前に取り上げた『文化の話』もその1冊になる。

こうした浅野の著作に対する評価はどうだったのであろうか。かつて谷沢永一は、有用な内容にもかかわらず、不遇の扱いとなったものを雑書と定義して、時代を語る好書録という副題のもとに、多くの雑書を救い上げた。そのなかに浅野華川¹⁰⁾（利三郎）の『教育と文藝』も含まれていた¹¹⁾。また世間の評価の一端を、自著で自ら述べるがあった。たとえば自著を改題して再販する理由を「『大戦前夜の世界情勢』の上梓せらるゝや旬日ならずして初版、再版壹萬部を買盡し」¹²⁾として、世界情勢の急転に伴って新たに『世界大戦前夜と我が對策』を改題上梓したという具合である。さすがに「旬日ならず」は誇張だが、両書の奥付の発行日が約1箇月しかあかないなかで、表紙を刷り直して版を重ねていることから、売れ行きが好調だったことはわかる。ただしこの前の著作で盗用を指摘され、手厳しい批判に晒されることがあった¹³⁾。それまで毎年のように著作物があつたのに、それ以降、数年ブランクが続く。これはその汚名を濯ぐ一書でもあつたのである。

それはともかく、当時の外交史に関する書籍の発行点数自体が非常に少なかったという指摘があり、さらに外交史は西洋外交史を意味し、浅野が専門とした東洋外交史はその補完的な存在といわれていた¹⁴⁾、東洋外交史関連の書籍はさらに限定的だったはずである。そういう中であつて、浅野の著作物はかなりの点数にのぼり、書評も好意的なものが多い¹⁵⁾。著作

の中心が大学の専攻とも重なるロシア史であったことは、蔵原の共産主義思想に根差したロシアに関する現代的関心事とも共通するものがある。そこを接点として、蔵原が浅野の著作に注目する機会があったというのが、筆者の想像である。さらに想像をたくましくして、浅野という著者名に引きずられ、蔵原の最大の関心事だった文化に関する概説書である『文化の話』に行きついてもおかしくないと考えるわけである。

- 1) <http://webcatplus.nii.ac.jp/webcatplus/details/creator/3760.html>
- 2) 渡辺利夫編 2010「大正期の教員の横顔」『拓殖大学百年史 大正編』拓殖大学・拓殖大学百年史編纂委員会 pp.135-154
- 3) 伊藤信哉 2011「外交史講座・科目の設置状況」『近代日本の外交論壇と外交史学－戦前期の『外交時報』と外交史教育』日本経済評論社 p.232
- 4) 浅野利三郎 1916『民族史的最新研究日露親善論（東西時論 第8編）』通俗大學會の序文に続けて小引に「東京文科大学に入りて、史學を學び、露西亞史を以て専攻の學科となす。」とある。文科大学は原敬内閣が大正8（1919）年4月に文学部に改称する以前の名称になる。
- 5) 浅野利三郎 1939『世界大戦前夜と我が対策…』現代社の巻末に近刊の『ソ聯邦の歴史地理的研究』の広告文があり、そこに「東京帝國大學在學より露西亞語の研究に思ひを潜め、明治四十年日露戦役の直後その卒業論文に『亞細亞民族のシラブ民族性に及ぼせる影響』なる題目を選択して之が研究に着手し」とある。
- 6) 井上哲次郎が主宰した東亞協會の機関誌。もっとも早い例は大正元（1912）年の「ユーゴの戯曲」『東亞の光』第7巻第12号 東亞協會 pp.72-79であろう。
- 7) 浅野利三郎 1939『世界大戦前後と我が対策…』現代社 p.3
- 8) 松村正義 1971「外務省情報部の創設と伊集院初代部長」『國際法外交雜誌』70巻2号 國際法学会・有斐閣 pp.72-99
- 9) 浅野利三郎 1915「民族關係より見たる日露親善論」『東亞の光』第10巻第5号 東亞協會 pp.11-19
- 10) 華川は歌人としての雅号に由来するのであろう。斎藤茂吉の日記に少なくとも浅野が斎藤宅を2回訪問した記載がある（斎藤茂吉 1974「昭和7（1932）年1月5日」・「同年3月25日」『斎藤茂吉全集 日記2』第30巻 岩波書店 pp.114・138）。また新聞記事でこの雅号を使用した例もある（大正5（1916）年8月19日付け『東京日日新聞』（浅野華川1982「日露同種論（一）」『新聞集成 大正編年史 大正5年 中巻及び補遺』大正昭和新聞研究会 pp.424-425）。
- 11) 谷沢永一 2010「211 青年学生と近代文藝、浅野華川《利三郎》『教育と文藝』」『遊星群 明治篇大正篇補遺 時代を語る好書録』和泉書院 pp.766-770
- 12) 浅野利三郎 1939『世界大戦前夜と我が対策…』現代社序
- 13) 中屋健次 1934「著書 浅野利三郎著 亞米利加史」『歴史學研究』2巻3号 歴史學研究會 三省堂 pp.88-90
- 14) 伊藤信哉 2011「おわりに」『近代日本の外交論壇と外交史学－戦前期の『外交時報』と外交史教育』日本経済評論社 p.276
- 15) 有賀春雄 1930「西洋史觀（浅野利三郎著、白林社發行）」『史學』第9巻第2号 三田史學會 pp.166-167、花見朔巳

1934「列國史叢書亞米利加史（浅野利三郎著）」『歴史地理』第63巻1号 日本歴史地理研究會 pp.87-88など。

おわりに

昭和25（1950）年に公布された文化財保護法で使われた文化財という言葉について、かつて鈴木良は次のように述べている¹⁾。日中戦争の開始に伴って、北京故宮博物院の文物を疎開させる際に、南京に残っていたものを日本側が整理した。その時に中国語の文物・故物の意味に代えて、日本側が文化財という言葉を使いはじめたのがその始まりとする。それは新カント派哲学に由来する、それまでの文化財の概念とはかかわりがなくと断じた。確かにそう決めつけたくなるほど、そこには大きな断絶がある。

本家本元の中国では1930年に制定した中華民国政府の「古物保存法」があり、その後1982年に文化財関連の本格的な法となる「中华人民共和国文物保护法」（傍点筆者）を施行した。しかし無形文化財や口承伝統の保護については、別に「中华人民共和国非物质文化遗产法」を用意する必要があった。この2つの法の補完関係が、中国語における文物の原義を規定していることになる²⁾。日本では文化財保護法の国会審議中に、保存の対象の閾口を広くして無形の文化財なども包括するために、仮称の法律名を国宝保存法から文化財保存法へ変更している³⁾。鈴木が考える文化財概念は中国語の文物と同義とするから、無形の文化財等は含まないことになるので、ここで鈴木の主張とはズレが生じてしまう。

そうすると「文化政策」発出の1年後でも、国の議会対策ではドイツ哲学によって文化財を定義し、文化財の類型化すら未着手だったことを考えると⁴⁾、短時日のうちに文化財保護法の骨子が無から創出されたことになる。しかし文化財保護法と「文化政策」とのあいだに共通項をあぶり出すことで、法案作成の過程で「文化政策」が肝要な法令テキストの一つだったことを示すことができると考える。

根拠として、すでに指摘した次の4点をあげておく。1点目は、それまでの文化が少数特権者のみに利益をもたらしていたという反省に立って、文化財を国民共有とするという帰属権を明示していること。2点目は、文化財保護法は文化財の対象を類型化して規定しているのが特徴の一つだが、「文化政策」をその観点からみると、法施行当初の文化財に関する3類型の原形をうかがうことができること。3点目は、「独立の文化

行政機関の設置」を提唱したことが、文部省の外局としての文化財保護委員会の設置につながると考えられること。そして4点目は、当時、文化財という言葉よりもさらに限定的だった文化的遺産という言葉が使われていること。ただし既述のとおり、これは文化財保護法の草案段階まで使われていた言葉になる。用語の書き換えには語意の問題以外に、当時、共産主義に敏感に対峙していたGHQへの忖度があったのかもしれない。それはともかく、以上、「文化政策」との相互連関から、文化財保護法の基本的な部分に関する、創作の根本原理の一端をそこに読み取ることができる。

「文化政策」は、敗戦直後の一政党による文化に関する政策指針に過ぎない。しかしこれだけ影響力があったと考えるのは、内容もさることながら、もう一つ大きな理由がある。それは1950年代半ばまでの共産党の権威は、神にも等しいものであったことである⁵⁾。戦前からの一貫した党の基本姿勢は、敗戦後その評価はいよいよ高まり、党への憧憬の念は党勢の躍進に弾みをつけることになった⁶⁾。その過程で党の基本指針の1つだった「文化政策」の、なかでも第5節の内容は、当然、人々の関心と呼んだはずだが、具現化する手立てもなく、表立って拡散することはなかった。日本社会党も戦後に文化政策を発表する⁷⁾。蔵原惟人は「文化政策」との一致点を歓迎するいっぽうで、欠陥の多さも指摘する⁸⁾。まとめるにあたって当然、先行した「文化政策」を参考にしたはずだが、学校教育・社会教育などを重視した党の独自色の前に、文化財・文化遺産の一言もなく、文化財に対する視点を欠いたものになってしまった。したがって「これほど全般的な法律は、世界的にも例をみないであろう。」⁹⁾とまでいわれた文化財保護法の草案作成段階こそが、「文化政策」にとって本領を発揮できる場を与えられることになったと考えるわけである。

以上、「文化政策」にみえる文化財という言葉が足り、旧稿とは異なる文脈から文化財保護法が成立する過程について累々と述べてきたが、いたずらに推論を重ねる結果となってしまった。そしてその多くを蔵原惟人個人の業績に負うことになった。推論の観点を離れば、蔵原がどういう経緯でこのような着想を得たのか、興味をもたれるところである。それには思想的背景や動静まで立ち入った考察が必要になると思う。今後の課題としたい。

- 1) 鈴木良 1998「近代日本文化財問題研究の課題について」『歴史評論』573号 歴史科学協議会 校倉書房 pp.2-3
- 2) 中国では日本の「文化財」、「文化遺産」に関連して、以下の論考が見られる。范培松 1987「文物、文化与『文化財』」『文博』1987年第2期 陕西省文物局 pp.83-84、何 流 2014「『文物』、『文化遺産』之术语辨析」『東南文化』2014年第1期 南京博物院 pp.17-22。ただし今回は時間的な余裕がなく、取り上げることができなかった。なお日中の対訳であれば、日本語の「文化財」はそのまま「文化財」もしくは「文化財産」と訳すようである(吳修喆 2021「文化財関連用語日中対訳集」『文化財多言語化研究報告』(独法) 奈良文化財研究所 p.100)。
- 3) 第5回国会参議院文部委員会文化小委員会 第1号 昭和24年4月19日における竹内敏夫の発言。なお第5回国会参議院文部委員会第6号 昭和24年4月19日にも三島通陽による同様の趣旨説明がある。
- 4) 鈴木英一 1979『第九十二回帝国議会上に於ける予想質問答弁書「教育基本法案」関係の部』名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室研究資料第3号 p.20
- 5) 小熊英二 2002「左翼の『民族』、保守の『個人』」『〈民主〉と〈愛国〉-戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社 p.176
- 6) 第4回大会当時の党員数は1,083名だったのが、約3箇月後の第5回大会時には正式報告だけで6,847名あり、実際には7,500名と推定されている(日本共産党編 1972「日本帝国主義の敗北と党の再建」『日本共産党の五十年』日本共産党中央委員会機関紙経営局 pp.100-101)。
- 7) 布施陶一 1948「文化政策の基本」『日本社会党の進路-運動方針と政策の解説-』板垣書店 pp.193-195
- 8) 蔵原惟人 1969「各党の文化政策を評す」『蔵原惟人評論集』第6巻 文化論 I 新日本出版社 pp.180-181
- 9) 文化財保護委員会編 1960「文化財とは何か」『文化財保護の歩み』p.5